

東京都男女平等参画審議会
第1回配偶者暴力対策部会

(令和3年度第1回)

令和3年4月28日

生活文化局

1 日時

令和3年4月28日（水）午後3時00分から4時41分まで

2 開催方法

オンライン方式

3 会議次第

（1）開 会

（2）部会長の選任

（3）答申素案作成に向けた検討

- ・第1回総会における主な意見
- ・体系（案）について
- ・論点について

（4）その他

（5）閉 会

4 出席委員（50音順）

太田晃弘委員、佐々木真紀委員、田村伴子委員、藤森和美委員、宮地尚子委員

(午後 3 時 0 0 分 開会)

○赤羽部長 お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、御出席くださいますありがとうございます。

時間となりましたので、これより、「東京都男女平等参画審議会第 1 回配偶者暴力対策部会」を開会させていただきます。

私は、本審議会の事務局を担当しております、生活文化局男女平等参画担当部長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第 1 回の部会でございますので、後ほど部会長の選出をお願いする予定でございます。それまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、全てオンラインで実施させていただいております。

画面が映らない、音声聞こえないなどの問題が発生した場合は、一旦会議から退出いただきまして再入室を試みていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。再入室をしても改善されない場合は、あらかじめお伝えいたしました緊急時用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

御発言の際には、画面の「手を挙げる」という挙手ボタンを押してお知らせいただくとともに、お名前を言っていただきまして、指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

また、ハウリング防止のため発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の出席状況につきまして御報告をいたします。

本日は、全委員が御出席でございます。委員の御紹介は、委員名簿に代えさせていただきます。

なお、本審議会は「東京都男女平等参画審議会運営要綱」第 10 により、公開で行うものと定められておりますので、本日の部会は公開としております。

ただし、審議会の決定によりまして、一部非公開の取扱いとすることができる旨の規定がございますので、後ほど改めて確認させていただきます。

それでは、会議次第の 2、部会長及び部会長代理の選任について、お諮りいたします。

部会長は、運営要綱第 7 第 2 項に基づきまして、部会委員の皆様の互選により選出することになっております。御意見がある方は、画面の挙手ボタンを押していただきます

ようにお願いいたします。

太田委員、お願いいたします。

○太田委員 私のほうから、臨床心理学を御専門とされておりまして、トラウマだとか被害者支援だとかに御見識が非常に深い藤森先生を推挙させていただけたらというふうに思います。

○赤羽部長 ありがとうございます。ただいま、太田委員から藤森委員を部会長に御推薦という御発言がございました。御異議がなければ、藤森委員に部会長をお願いしたいと存じますが、御異議がある方は、画面の挙手ボタンを押してお知らせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○赤羽部長 よろしいでしょうか。それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、藤森委員に本部会の部会長をお願いしたいと存じます。藤森委員、お受けいただけますでしょうか。

○藤森委員 お受けいたします。よろしく申し上げます。

○赤羽部長 ありがとうございます。それでは、ここで部会長に御挨拶をお願いいたします。

また、運営要綱第7第4項に基づきまして、部会長代理の指名もお願いいたします。

○藤森部会長 武蔵野大学人間科学部の藤森和美と申します。私の背景は、専門が臨床心理学と御紹介いただきましたが、公認心理師であり臨床心理士でもあります。臨床心理士という活動歴の中には、先ほどご紹介いただいた犯罪被害者支援や子供の性暴力被害者支援などの活動をしております。加えて、家庭裁判所の調停委員を30年ほど務めておりまして夫婦間暴力の問題解決の仕事をさせていただいています。

今後は、私のほうで会を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

では、部会長代理は、部会長の指名とのことですので、指名させていただきます。宮地委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○宮地委員 お引き受けいたします。よろしく申し上げます。

○赤羽部長 ありがとうございます。それでは、この後の進行は、藤森部会長にお願いいたします。

○藤森部会長 この部会は、運営要綱第7第1項及び第7第6項に基づき、会長より「東京都配偶者暴力対策基本計画」の改定に当たっての基本的な考え方について、具体的な

議論をし、答申案をまとめることを付託されており、その結果について、審議会に報告するものとされております。

委員の皆様には、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、審議会の運営等について確認させていただきます。

まず、本審議会の公開についてでございます。

運営要綱第10では、公開で行うものとする定められております。ただし書により、一部非公開の取扱いとすることができます。本部会では、配偶者暴力対策に関して、被害の実態や支援策の検討などについては、個人が特定されるおそれがあるケースなどセンシティブな情報を扱いますので、非公開で進めてはいかがかと思います。

重要な決定になりますので、お1人ずつ確認させていただきたいと思っております。

では、太田委員。お願いいたします。

○太田委員 部会長の御意見に賛成いたします。おっしゃるとおりだと思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 今の部会長のお話でオーケーです。よろしくお願ひします。

○藤森部会長 ありがとうございます。田村委員、お願ひします。

○田村委員 私も賛成です。よろしくお願ひいたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。宮地委員、お願ひします。

○宮地委員 私も賛成いたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。皆様、非公開という御意見でしたので、会議は非公開で進めさせていただきます。

また、議事録の取扱いについてですが、これについては、事務局から説明があります。

○赤羽部長 御説明させていただきます。議事録は全文、氏名入りで、ホームページで公表したいと存じます。

議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録（案）を作成いたしまして、発言者の皆様に御確認をお願いいたします。

最終的な確認は、部会長に御一任ということにさせていただきたいと思っております。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合には、発言者及び部会長と御相談の上、適切に対応をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤森部会長 議事録の取扱いについて御意見がある方は、画面の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

特に御意見がないようですが、いかがでしょうか。議事録の取扱いについて。よろしいですかね。

(異議なし)

○藤森部会長 特に御意見がないようですので、会議は非公開、議事録は公開で進めさせていただきたいと思います。

ここからは非公開となりますので、傍聴及び取材の方は退出していただくようお願いいたします。

○事務局 傍聴者の方とプレスの方、今いらっしゃいませんので、このまま続けていただいて問題ございません。

○藤森部会長 分かりました。

○赤羽部長 それでは、事務局から改めまして、部会の皆様を御紹介させていただきます。

佐々木委員と田村委員、皆様カメラをオンにしていただくようお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、こちらからお名前をお伝えいたしますので、よろしくようお願いいたします。

まず、太田晃弘委員でございます。

○太田委員 お世話になってます。太田です。よろしくお願ひします。

○赤羽部長 佐々木真紀委員でございます。よろしくお願ひいたします。

田村伴子委員でございます。

○田村委員 よろしくお願ひいたします。

○赤羽部長 藤森和美部会長でございます。

○藤森部会長 よろしくお願ひします。

○赤羽部長 宮地尚子部会長代理でございます。

○宮地委員 よろしくお願ひします。

○赤羽部長 では、よろしくお願ひいたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、会議次第の3、答申素案作成に向けた検討について、本日の議論の流れなどについて、事務局から説明をお願いいたします。

○菅野課長 男女平等参画課長の菅野でございます。本日の議論の流れなどについて説明させていただきます。

まず、本日の議論の流れの前に当部会の当面の流れについて、簡単に御説明いたします。

先週の第1回総会においてお示しいたしましたが、資料5に記載のとおり、本年10月に総合計画改定に係るパブリックコメントを実施する予定でございます。このため、9月の第2回総会において、新たな東京都配偶者暴力対策基本計画の基本的考え方等について、当部会における答申の素案を中間のまとめとして報告していただく必要があります。そのため、9月までに当部会を3回開催し、答申素案を取りまとめていきたいと考えております。事前に東京都生活文化局のホームページに掲載しております、前回平成28年時の答申素案中間のまとめについて御案内させていただきました。9月の総会までに当部会の成果物として同様のものを作成していきたいと考えております。

平成28年時の中間のまとめについては、後ほど御覧いただければと思います。

次に、本日の議論の流れについて簡単に説明させていただきます。

本日の部会では、答申素案作成に向けた検討をお願いしておりますが、まず第1回総会において審議会委員の皆様からいただいた主な意見について、改めて説明させていただきます。今後の部会における検討の参考としていただきたいと思いますと考えております。

次に、体系（案）についてです。

第1回総会においてお示しした改定計画の体系（案）について、改めて御意見をいただき、おおよその体系を固めていきたいと考えております。

最後に論点についてです。

第1回総会においてお示しした審議会における論点案に関して、答申素案にどこまで、どのように盛り込めるのかなどについて、御議論いただきたいと思いますと考えております。

本日の議論の流れなどについての事務局からの説明は以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か質問などございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。どなたも質問の方はいらっしゃらないようですね。

（なし）

○藤森部会長 それでは、次第3の検討に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○菅野課長 それでは、資料3を御覧いただければと思います。総会における主な意見について説明いたします。

4月19日第1回総会において、委員の皆様からいただいた主な意見について、当部会に関わるものを改定計画の体系案の項目ごとにまとめております。改定計画の体系案

のⅣ、配偶者暴力対策の1、暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見に係るものとしては、子供の頃からの啓発が必要。暴力は、警察との連携が重要。警察の現場の方に正しい知識や視点を持ってもらえるようにしてほしい。

5、関係機関・団体等の連携の推進に係るものとしては、区市町村との連携が重要。区市町村の計画や都の計画において、現場がどのように連携し、一つ一つの案件に対応していくのか、具体的に示されることが望ましい。民間支援団体への財政援助を増やしてほしい。

6、人材育成の推進・適切な苦情対応に係るものとしては、配偶者暴力の対策については、人材育成が重要。相談員への研修等次につながるような形で推進してほしい。

7、調査研究の推進に係るものとしては、加害者対策について、医療・福祉の知見を持っている人の知恵も借りて被害そのものを減らせるのか考える必要がある。

Ⅴ、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策の1、性暴力被害者に対する支援に係るものとしては、中高生の痴漢の被害に関する実態調査をするべき。性暴力の実態調査をしてほしい。

2、ストーカー被害者に対する支援に係るものとしては、ネットやSNS上でのストーカー等について実態調査をしてほしい。

その他としましては、暴力の問題についてエビデンスを持ってやるべき。例えば、令和元年度の相談件数について、問い合わせ自体が減ったのか、もし減ったのであれば、その理由等を分析することで今後の対策に役に立つのではないか。局を超えての取組が不可欠などの御意見等をいただきました。

これらの御意見等も踏まえながら、部会において御議論いただければと考えております。

第1回総会における主な意見についての説明は、以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。事務局からの説明を踏まえて御自由に御意見をいただきたいと思います。御意見がある方は、画面の挙手ボタンを押してお知らせいただきますようお願いいたします。各委員の先生方、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからお名前を言わせていただいでよろしいでしょうか。

太田委員、いかがでしたでしょうか。

○太田委員 前回、この主な意見という中で言いますと、2ページ目の一番上の「調査研究の推進」の中にある加害者対策について申し上げさせていただきました。誤解があっ

てはいけないので、もう一回繰り返すのですが、私も加害者の肩を持つつもりは全くないので、「加害者の方には、当然しかるべき責任は取ってもらわなければ」というスタンスです。一方で、「そもそもこういった悲惨な状況というのをどうすれば減らしていけるのか」ということも並行して考えていけたらと思います。藤森先生が以前おっしゃっていたのですが、教育とかそういった現場でも、「どうすればこういう加害者にならずに済むのか」という観点の教育なり支援なり、そういった働きかけが何らかの形でできないのかなということも思います。

あと、ほかの論点とも絡むんだと思うんですけども、第1回総会の主な意見で言うと、一番最初にある子供の頃からの啓発も必要だと思います。場合によっては、恋愛の自由に絡む話なので、すごくセンシティブな話になると思うんですけども、「暴力を振るいそうな人を選ばないためにはどうすればいいのか。」「そういう人とくっつかないためにはどうすればいいのか。」といった身を守る知恵みたいなものがあるものであれば、それを広げていけないのか、などと思います。そういった根源的にDVを減らしていけるような政策が見えないのかなということの一つを考えています。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、順番になってしまいますが、佐々木委員いかがでしょうか。

○佐々木委員 佐々木です。よろしくお願いします。

私も現場の人なので、皆さんと意見が合うかどうかよく分からないんですけども、さきほど太田先生が言われたように、加害者が本来変わらないといけないわけですよね。だから、加害者の対応を全くやっていない今の現実が、やっぱり現場ではとても違和感があります。DVは原則的に暴力を振るう側の問題なのに、被害者の人たちが、暴力被害を避けるために転居したり、転校したり、お友達とかも別れたりとか、仕事を失ったりするのを日々見ていると、やっぱり、なんかおかしいよねというのはあります。なので、今、安全な保護の体制という項目になるのかもしれないですけども、やっぱり警察の人たちと一緒に、加害行為についてきちんと警告していただいて、加害者に出ていってもらって、被害者側の負担を減らすという努力はしています。そこは、現場で警察と協力してやっている事実があるということを知っていただけるとうれしいなと思って話させていただきました。

もう一つは、私が一番懸念しているのは、DVの啓発や情報提供で行動できる女性は、民間や行政の支援で行動につながり、被害者支援がうまくいって新たに生活を始めるケ

ースとして数字にも上がってくる。この人たちが配偶者暴力の相談で数字になって見える化していると思うんですけれども、一番重要視しないといけない数字は、DVの中にとどまり続けている女性たちだと考えています。家庭内でずっと暴力も受け続けていて、相談にはつながりそれがよくないことは理解するけれど、でも暴力の中に居続ける。一旦離れてもまた戻る。それ以外選択しないという人の層が確実にあり、その中で子供たちが育っているという現実があるんです。そこが一番解決しなければいけないDVの課題であり、女性が生きにくい社会、ジェンダー問題が内包された結果としてのDV被害者だと思います。なので、その数字を重要視して把握してほしいと思っています。

一時保護の数もそうです。だから、相談を受けた数は上がっていますが、一時保護の数は公的シェルターへの保護数のみの数字で、なかでも重要な支援対象者である、何度も一時保護されている人などは、しっかり実態を把握する必要があります。

いっぱい言いたいことはあるんですけど、取りあえず加害者に関しては、今は警察の強い力に頼りつつ、みんなで一緒に被害者の負担を減らしていきたい。そのうえで加害者のケアもできるようにしていく。加害者についても一つだけ言わせてもらおうと、私たちは、加害者の自殺懸念があり動けない現実もあります。なので支援の時には自殺対策係と連携しています。実際に激しい暴力のあと自死に至るケースはあります。彼らもケアされる対象であるということは間違いないと思います。

よろしくをお願いします。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、引き続き、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 よろしく申し上げます。私は、民間の支援団体のほかに、男女共同参画センターの非常勤のスタッフや、大学のハラスメントの相談員もしています。そういう現場からということで、今起こっていることが、本当に解決できるような形の計画を求めます。

その中で一番気になるのが、DVと児童虐待、それを早期に発見し連携して対応していくことです。そのことをきちんと計画の中に本当に入れていかなければならないと思っています。

もう一つは、今DVだけではなくて、家族間の暴力が物すごく増えています。DVがある中で、子供が母親に暴力を振るう。父親が子供たちに暴力を振るう。きょうだいからきょうだいへの暴力など。これは、DVの影響というだけではなくて、家族の中での

暴力がかなり多様化している現状だと思います。

そして、この計画の中で、男女間の暴力そのものを考えていくときに、ジェンダーギャップ、ジェンダーの格差から生まれている暴力が家族の中であって、それをきちんと扱い、解決していく視点とそれを入れ込んだ計画、対応機関を想定しないと、やっていけない状況になっていると思います。

もう一つは、社会問題として明らかになっている若年女性の支援です。若年女性が本当に生きづらさを抱えて居場所がない。それに対して、内閣府も力を入れて様々な相談の窓口を民間NPO等に委託する、助成していく計画を出しています。この生きづらさを抱えた女性たちが、実は、暴力被害にかなりあっているという現実があります。BONDプロジェクトが去年の6月に調査した中で、BONDに相談に来た女性たちの22%が家族から暴言を吐かれ、たたかれるのが8%、イライラをぶつけられるのが32%、全部合わせると6割が家族から暴力を受けているという結果があります。ですので、この若年女性の支援は、暴力の問題と絡み合わせてきちんと解決していくようにならないといけないのではないか、今回の計画に入れてほしいなと思う意見になります。

取りあえず、以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。それでは、宮地委員、いかがでしょうか。

○宮地委員 皆さんの意見と重なるところが多いんですけども、一つは、私も若年女性へのサポートというところは非常に重要だと思いますし、あとLINEでの相談とか、若年の人たちがつながりやすい形での相談体制の充実が必要だろうと思います。

それから、この前お話しした中では、人材育成の推進というところで、DVや性暴力の被害の相談というのは、非常に相談員さんたちに精神的な負担もかかるし、また専門的にも難しいものが多いので、人材育成や研修やスーパービジョンや、そういうことを促進していただきたいし、待遇も改善をしていただきたいなというのがあります。

それから、ストーカー被害者に対する支援というふうにとめられてしまっているんですけども、ネットやSNSでのストーカー等についての実態調査をしてほしいというのは私が言ったことの一部だと思うんですけど、ストーカーだけではなくて、ネットでの性的な被害、ストーカー以外の性被害や暴力、暴言も含め、そういうものも多いと思うんですね。自撮りの被害であったりプライベートな動画を無断でアップされたりとか、そういう場合って、被害者の方たちって自分からはこういう被害に遭いましたということは、ますますそれが表に出ちゃうわけだから、言いづらいわけですよ。なの

で、そういう無断でのアップそのものが違法であるということと、非常に甚大な精神的な暴力であるというようなことをぜひ周知してほしいし、それを止める手だてというのをぜひ進めてほしいなと思います。もちろん、そのベースとして、まず実態調査というのもあったほうが良いと思いますけど、実態調査をしなくても、いろんなところで、若い人たちの相談何かを聞いていると、多分たくさん出ていると思うので、ぜひ対策を進めてほしいなというふうに思います。

ここで話していることがどこまで実行されるかというのが、一番気になるところで、前回の28年度の答申案も見ましたが、ここにもたくさんいいことは書いてあって、それが、でもどこまで実行されるかというところがポイントで、改めてこの会議のための会議じゃなくて、政策や具体的な行政での対応に反映されてほしいなと思います。

取りあえず、その感じです。

○藤森部会長 ありがとうございます。最後に私が意見を述べさせていただきます。皆さんがまとめてくださったことに、同意するところは本当に多いと思っています。やはり、この会議がより実効性のある会議になるために何か形あるものを一つといわず、二つ、三つというふうにして行かなくてはならないと思っています。

私自身は、性暴力被害、もちろん子供から大人までの性暴力被害や、身体的暴力を含めて、被害者の支援に関わってきています。やはりそこで小さい頃からの教育啓発というだけではなくて、例えば、アメリカなどでは、積極的な性的な合意関係じゃないとアウトだよということが、州の法律で定められていて、大学生がそれを破った場合は学籍を失うというふうに、大学が法律の中に踏み込んでいます。これは、相手の合意、オーケーをちゃんと取る、イエスをちゃんと取るというような基本的な知識を、大学生にまず植え付けていくということがかなり実効性があります。これは世界の国の中でSDGsという持続可能な開発目標の中にも人権問題や男女平等の問題というのは書かれています。今、大学もSDGs教育に非常に積極的に取り組んでいるとすれば、性交渉における積極的な合意を取り付ける、それを違反した人は、学生としての権利を失うよというぐらいの強いものがあってもいいのかなと考えます。もし、これが東京都から発信できるとすれば、恐らく日本全国に広まっていくでしょうし、日本全国の大学でもそのようになっていくのではないのでしょうか。大学で成功すれば、高校や中学校にもきっと広がっていくんだろうというふうに考えるところはあります。

以上です。

では、次に体系（案）について御説明します。引き続き事務局よりお願いいたします。

○菅野課長 では、改定計画の体系（案）について、御説明いたします。資料4のほうを御覧ください。

本資料は、第1回総会でお示しした資料と同じものになります。総会では、本体系（案）について、基本的に方向性等含めて御了解いただいたと認識しておりますが、本日改めて部会の委員の皆様にご意見をいただき、改定計画のおおよその体系を固めていきたいと考えております。

その後、おおよそ固めた体系に基づき事務局において答申素案の骨子を作成し、6月開催予定の第2回部会において、御提示したいと考えております。

それでは、資料4について改めて説明させていただきます。

配偶者暴力対策基本計画に係る改定計画の体系（案）については、現行計画から大きくは変えてはおりませんが、一部表現等を見直しております。表現を見直した項目を赤字でお示ししております。以下、赤字部分を中心に御説明させていただきます。

左側Ⅳの2の3ポツ目、多様な人々の状況に応じた相談機能の充実についてです。現行計画では、被害者の状況に応じた相談機能の充実としております。男性の被害者や外国人、心身に障害のある方からの相談など、相談が多様化している状況を反映できるよう、このような表現に変更しております。

次に、右側Ⅴの1の1ポツ目、関係機関と連携した被害者支援等についてです。現行計画では、被害者等への支援としております。被害者支援に当たっては、関係機関との連携が重要であることから、関係機関と連携した被害者支援等へと表現を変更しております。

2ポツ目、被害者・加害者にならないための普及啓発については、現行計画では、都における普及・啓発としておりますが、被害者・加害者、両側からの普及啓発が重要であると考え、被害者・加害者にならないための普及啓発へ表現を変更しております。

Ⅴの2の2ポツ目についても同様に、現行計画の都における普及・啓発から、被害者・加害者にならないための普及・啓発へ表現を変更しております。

最後に、Ⅴの4の2ポツ目、インターネット利用等に関する普及啓発についてです。現行計画では、単に普及・啓発としておりますが、近年の多様な情報通信手段の発達、普及を踏まえ、表現を変更しております。

本日は、改定計画の体系（案）について、欠けている項目や視点、また、表現等につ

いて御意見をいただきたいと考えております。

計画体系（案）に関する事務局からの説明は以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。事務局からの説明を踏まえて、御自由に御意見をいただきたいと思います。御意見がある方は画面の挙手ボタンを押してからお知らせいただきますようお願いいたします。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員 まず、前回の計画と比べて、今回の改訂計画体系（案）の基本目標の1の暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見のところですが、・都による普及啓発、若年向けの普及啓発、・学校での人権教育があり、それ以外に、前回は、早期発見体制の充実が入っていました。今回はこれは入らないということでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○藤森部会長 事務局の方、確認できますでしょうか。

○赤羽部長 事務局、赤羽でございます。

これは、特に全部網羅しているわけではございませんで、特に、今回新たな視点というか、そういったところで加えたものを主に記載しておりますので、基本的な暴力対策として必要なところは、もちろん計画の中にも入ってまいります。

○田村委員 ありがとうございます。

○藤森部会長 ほかの委員の方は、いかがでしょうか。

では、太田委員から、この体系について何か御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○太田委員 田村委員がおっしゃっていた、家族間暴力が多様化しているという点についてです。私も日々、高齢者虐待によく接するんですけども、その点は日々実感しているところです。そういった視点もできればこの体系の中に盛り込めたらというふうに思いました。一方で、項目Ⅳをみますと、「配偶者暴力対策」と、配偶者の観点のみでくくっています。ここにも、「家族間暴力の多様化」に対応できるような視点を盛り込めないのかなということは思いました。

○藤森部会長 事務局として何か御意見はありますか。

○赤羽部長 この計画が配偶者暴力防止法に基づく計画という位置づけでございますので、基本的には、配偶者暴力となります。そこにデートDVなどはもちろん入ります。けれども、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策というところが、次のⅤでござ

いますので、そちらのほうで入れていくということは可能かと思えます。

ただ、狭めるわけではないんですけれども、やはり男女平等その視点から発する、そこが根源的な問題となって発するような暴力ということになるろうかと思えます。あまりいろいろな暴力を入れてしまうと、男女平等の視点からでは、対策の立てようもないというところになりますので、そのような問題意識として入れるとすれば、このVのほうかなというふうには考えます。

○太田委員 了解しました。

あと、もう一点、宮地委員がおっしゃっていた人材育成の点についてです。私が現場で見ていると思うのは、女性センターとかの相談って、我々がやっている法律相談に比べたら高度過ぎて、少なくとも私はできる自信がありません。要は、法律相談のように「ある意味型にはめていけば何とか解決の方向に近づく」という代物じゃない分、相談員の育成に力を入れていかないと全然人が育たない——多分そんな分野なんだと思うんですよね。このIVの6という項目のところで人材の育成というところまで書いてくださっているんですけれども、そこに例えば人材育成のための予算の充実化みたいな、お金をちゃんとつけるから頑張るってねというメッセージが入るといいのかなと思えます。そういったお金の絡みを入れるのは大変なんですか。

○藤森部会長 事務局いかがでしょうか。

○赤羽部長 計画ですので、お金をつけるという表現は、難しいかなとは思いますが、施策として何をやっていくことが重要かということを書いていただくようになるのかなというふうに思います。

○太田委員 分かりました。確かにそうすると、やることを決めて予算をほかのところで考えてもらうという前提ということですね。

○赤羽部長 そうですね。

○太田委員 了解しました。以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。太田委員が前半に言われた高齢者の暴力の問題は、高齢者の御夫婦間で介護の問題とか、または長年のアルコール依存等の問題を抱えてどちらからの配偶者がどちらかを殺してしまうというような、非常に振り切った形での暴力ということが結構取りざたされていることもありますので、高齢者の問題も、この配偶者のところで取り扱われるものは、取り扱ってあげればいいのかというふうには考えています。

それでは、宮地委員、お願いいたします。

○宮地委員 今の人材育成の話なんですけど、この人材育成の推進と適切な苦情対応というのが一緒の項目にあること自体が、私は、すごく不思議というか変で、人材育成の推進は、それ自体が非常に大事だし、それと適切な苦情対応というのは別だと思うんですね。もしも、これがかぶるとしたら、まさにその人材がちゃんと育成されたり、保護されたり確保されていないから、なってしまうわけなんだろうと思うんですけど、別に分けたほうがいいのではないかと考えています。

人材育成、予算そのものは書けないとしても、スーパービジョンや研修や、そういうことについては、明記していただいたほうがいいかなと思います。

あとは、多様な相談体制の整備の中で、多様な人々の状況に応じたというのも大事ですが、さっき言ったLINEのような多様な形態での相談体制というのも今後求められてくるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。佐々木委員は最初におっしゃいましたが、次に、まだ何かありますでしょうか。

○佐々木委員 いっぱいあるのですが、さっき、田村委員もおっしゃっていたんですけども、私は、23区内の婦人相談員と別の区の男女センターの相談員を兼務していて、いろんな相談員の人たちから話を聞いているんです。その中で、やっぱりこれが一番必要だよと相談員間で話していることは、若年の被害女性の支援の困難に対応してくれる体制がないということです。すごく言っています。例えば、今度18歳成人化になって、18歳で成人になった女性たちが都市部に若年の被害女性として出てくるわけです。民間支援団体の人たちがみんなそれぞれの手法で頑張って支援してくださっている。それはすごいと思います。ただやっぱり公的な資源の利用などが必要になってくる人たちが大量にいる。民間には予算が厚くなり、支援の窓口は広くなり支援を受けやすくなっています。問題はそのつながりというか、公的な支援のほうは全然厚くないので、相談を受けて全国から人は来るんですけど、それを受ける側に何も補助や体制整備をしていかないといけないという声もないので、変わらず公的支援は薄いままなんです。そこにどっと支援を求める人たちが来ているので、今あふれている状態です。実際に、私の区ではコロナで相談数は倍増していますが、受ける側の人数は全く増えていないですし、保護している数も増えています。そういう背景のなかで一番必要だというのが、

若年女性特有の課題を解決する仕組みがない。性被害があったり、性感染症にかかっていたりとか医療が必要なケース、親権の問題、生活保護を受けて大学に通うケースや種々の要件で生活保護にならないケースなど。過去の児童相談所で関わっていた相談の情報が取れないとか。従来の制度や資源とうまくつながらないんですね、全部。だから、みんな困っていて、この若年被害女性を支援するための体制、保護体制の整備になるのかなと思って、今項目3を見ていたんですけど、ここは早急に欲しいと考えているところですよ。

なので、生活保護と法律と医療と心理がセットになった一時保護の機能があって、そこでアセスメントをされて、市区町村に降りてくる。この人はこういう支援が必要だよねという共通の目的づくりを民間と一緒にやっていく。そういうことがないから、今は個々の民間団体、個々の市区の支援員の努力に任されている状態です。市区の支援の質がばらばらといわれるゆえんが、それなんです。ですので、私たちは、やっぱりこういう計画にきっちりを入れてほしいと言いたいです。

例えば、高次脳機能障害のある人たちは、脳に障害を負った人たちの能力が今どうか、3か月トレーニングした結果どこが進展したか、今後どこを目指していくか、どこを強化してそのためにはどういうことが必要か、などなど、ちゃんとアセスメントして方向性を示してくれるところがあるんです。そこに行って、この人は今はこういうところが弱いけれども、ここをフォローしていけばきちんと社会生活できるということを、本人をいれて支援者みんなが合意して、その共通の情報を持って支援する。だから、そういう実際に機能しているものをモデルにして若年女性の支援体制をつくっていけないか。今は民間の人たちが頑張ってくれているのに依存している状態で、公的な支援ができていないと言われているのは当然の現実なんです。ですので、ぜひともそこは厚くしていただきたいということが、大きくあります。

ですので、関係機関との連携とか広域連携とかのレベルではないですね。大量に都市部に来ているので。そここのところを何かやはり温度差があるのかなという感じはすごくしています。

配偶者暴力相談支援センターもたくさんできていますが、都内で17区がつくっているんですけど、実態はというと、あまり言うとなんかかもしれないですけど。実際どんな機能をしているのかなとみると、どうなんだと思うようなところは多々あるんです。

形だけでやるのではなくて、やはり実際に現場というか、被害者の人たちがちゃんと社会に帰ってくるまで面倒を見ている人たちの声を反映してほしいと思います。バトンを渡して終わりではないので。最後まで面倒を見なければいけないので。

なので、そこを何とか考えていただきたいというのが一つと、人材育成のところなんですけど、ちょっと毛色が違うかもしれないんですけど、トラウマインフォームドという考え方が藤森先生とかよく御存じだと思うんですけど、私たちのところでも、やっぱり暴力・虐待被害の後遺症がひどく、PTSDやトラウマの治療を受けないといけない人たちがかなりの数います。ただ、それができるドクターや医療者、心理士の人たちとかが少な過ぎると思っています。もうこのトラウマ治療のバックアップなしには支援が進まないです。なので、さっきの若年女性の支援体制づくりとセットで、この人材育成というところに、もっと専門性を持った人材、虐待を受けた人たちが苦しんでいる現実を治療していく人材育成にももっと力を入れていただきたいとお願いしたいと思います。

まだまだ言いたいこといっぱいあるんですけど、よろしくをお願いします。

○藤森部会長 佐々木委員、ありがとうございます。加えて田村委員ですね。

○田村委員 今、佐々木委員がお話しになった若年の女性のことですが、避難してから先の人生、どうやって生きていくのかに対して、どのように関わり支援できるかが関わってくると思います。

資料4の改訂計画の体系(案)のIVの配偶者暴力対策では、4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備で「就労支援の充実」の項が入っています。被害を受けたあとの自立支援まで切れ目ない視点があります。しかし、Vの男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策になると、1 性暴力被害者に対する支援として、・関係機関と連携した被害者支援、・被害者・加害者にならないための普及と啓発が挙げられていて、内容は、性暴力被害の相談の充実のような内容になって、若年女性の生きにくさや性被害からの回復からその後の人生に向けた自立支援は入っていないように思います。若年の支援という形としては、体系で言うと配暴の計画ではなくて、女性活躍推進のところの若年の支援の雇用推進だとか、職業訓練とかキャリアデザインの意識というみたいな形で計画に入っているのかに見えます。前回の計画でいうと、領域Ⅲの③で若年層への支援 ア 若年層への支援の部分ですね。この部分の若年層への支援には、生きにくさを抱え、性被害も受けている若年女性たちの支援は入っていません。家族の関係や性被害のトラウ

マ治療なども含めて大変な状況にある若年女性の支援を、特化して具体的に計画に入れ込むことも大事だと思います。それが、ジェンダーギャップに基づく家族間での暴力被害を見据えたことになるのではないかと思います。

もう一つ、人材についてです。いただいた資料で、今回の計画の「男女平等参画推進総合計画」改定に係る基本的考え方についての3枚目のところの、男女間のあらゆる暴力を根絶するという中で、施策の柱のその前に基本的な考え方の前に、都の配暴センターを充実することと、市区町村、それから民間団体等の支援及び連携というところが二つ両輪というふうになっています。きちんとして民間団体等の支援及び連携ということを書いてくださったというのは、民間の力もきっちり計画に入れていくということなんだというふうに読めて、なおかつ計画に書かれるということは、ちゃんとそれを実施するために予算もつけていただけるんじゃないかなというところで、非常にこれは、画期的だなというふうに私は思っております。

なので、やはり市区町村とともに民間団体も含めた人材の育成の研修に力を入れていただきたいと思います。実際には、民間支援団体の支援者の研修が足りないという現状はあります。持続的な無料の研修を区市町村の相談員と一緒に民間支援団体のメンバーも受けさせてもらうというようなことをお願いしたいです。全国的に見ると、行政の支援員・相談員と民団支援団体のメンバーが同じ研修を受けている地域もあります。東京都の婦人相談員の研修に、民間支援団体のメンバーもお声をかけていただいているようになってきました。今後も充実させてもらえたらということで、計画にちゃんと反映していただけたらというふうに思います。

○藤森部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、追加でありますでしょうか。

太田委員どうぞ。

○太田委員 人材育成の話なんですけれども、当然研修も増やしていかなければと思うんです。実際に現場で相談員になれる方は、どんなトレーニングを積んで現場に出られているのかとか、要はOJT的なものとかも必要なのかな、というふうに素人考えで思ったりするんですけれども、現場ではどうされている感じなんですか。

○藤森部会長 どなたか、現場の方で。

それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 私の所属している民間支援団体では、インターン生といって独り立ちできない状態の人を先輩支援者が一緒に同行したりとかして、自分でこれはできるということ

ころまでは頑張っているというのが現実です。本当にOJTですね。

この民間支援業界は、自分が支援された経験があって、それに助けられたということもあり、恩返しのようにやりたいと言ってきた人たちもたくさんいて、モチベーションはすごく高いので、みんないい支援者になってくださるんです。けれども、いかんせん、さっき先生がおっしゃったみたいに、助成金や補助金事業だと低報酬の問題で生活できないとか、ダブルワーク、トリプルワークをしないとイケなくて体力が持たないなど、いろんな問題があって、継続がなかなか難しいということも現実にあります。

だから、私もダブルワークをあえてやっているんですけど、本当きついです。そういう相談員の現実も知ってもらいたいと思います。人材育成のところで、もう少しプラスして言わせてもらってもいいですか。23区の婦人相談員の6、7割ぐらいが経験3年未満という数字がでています。23区の婦人相談員は常勤の人が多く、常勤の公務員は2、3年で異動という縛りが大きくあります。それと、あと新しい雇用形態の会計年度任用職員制度が、基本1年毎の雇用という制度が動き出したことです。やっぱり経験3年未満で交代、それも一機関に1人のみ配置、となると支援内容は、幅広く柔軟に様々なところと連携して、というよりは、決まった通りにしっかりミスなくという優先順位になっていかざるを得ないのかなと思うんです。でも、やっぱり5年以上頑張っていたり、若い人とシニア相談員がセットになって一緒にやっている市区もあり、そこでは若い人が育っているし、10年超えの相談員が一人いて、あとの相談員たちは分からなかったらその人に聞きに行ったりできる仕組みをつくっている市区とか、このケースは見立てが難しいからと言って、みんなでチームで支援したりとか、支援の質を継続して高めていくという、いい形で後進を育てる仕組みができています。

なので、相談員の継続と質の件をしっかりとやっていっていただきたいということは、今、女性支援新法の話が出ている中でそういうことも言ってはいるんですけど、相談員たちでやっぱりいつも言っているのは、経験者に対して何かのインセンティブを与えるということも継続する一つだということです。また一人支援者や新人支援者を支援する仕組みです。ある一定の公的な機関や民間支援団体でやってきた人たちがアドバイザーボードみたいなグループをつくって、そこが何かあったときのお助けホットラインみたいな、電話などでアドバイスを受けられるサービスがあればありがたい。新人支援者がケースで今ちょっと困っていて、実際どういうところにアプローチしたらいいんだろうとか、こんなふうに自分がすごくしんどい思いをしているんだけど、どうやって解

消したらいいだろうかみたいな、そういうシスターフットを使えるグループをつくって、それがバックアップしてくれれば、相談員1、2年生もしんどくても頑張れるんじゃないかということです。そういう仕組みを提案したいと思って話しているのですが、実際各区では、そういうのは個々にはできない、広域でしかできないので、都がこういう計画の中に入れていただければと支援者も民間と公の垣根をこえてつながれる大きなきっかけになるのではないかと。個々の支援者だけがつながる努力しているだけじゃ無理だと思うんです。なので、そういう別の形の官民混ざり合ったアドバイザリーボードができるといいなと思っています。よろしくお願いします。

○藤森部会長 ありがとうございます。続けて田村委員、よろしくお願いします。

○田村委員 私も、民間のほうでの話をさせていただきたいんですけども、民間の支援団体は、独自に支援者の養成講座をしています。DV被害を受けたサバイバーが御自身の経験から今度は支援者になりたいというふうにやられてこられるケースも多いものです。

また、先ほど佐々木さんもおっしゃっていましたが、民間支援団体の支援者は、非常に高齢化していて、高齢になった先輩方の知恵や経験というものを、本当に若い人につなげていく仕組みをつくりたい。そのときに民間と行政の研修というのが、一緒になってできたりすると、非常にそれはいいんじゃないかなとは思っています。

○J Tに関しては、全国組織の全国女性シェルターネットがO J Tで支援員養成をしています。また、厚労省が支援し社会的包摂サポートセンターがやっているよりそいホットラインの相談員になる人たちが、民間の支援者が多いですけども、そこでO J Tを受けています。けれども、やはり公的なところの支援と、民間で経験値の中で展開している支援では、支援の仕方や考え方ですり合わない部分があります。被害者にとって良い支援をするには、行政の支援と民間の支援がうまく連携していくことが求められます。例えば、記録の書き方ひとつにとっても、行政同士でも、行政と民間でも統一していないことで、連携がうまくいかないこともあります。法律や制度の運用の点では、民間の支援者が弱いところもあれば、民間支援団体だからできる自立支援の様々なプログラムが柔軟に対応できるシェルター運営があります。ですので、やはり人材育成に関しては、支援に関わる人たちが、それぞれがどのような支援をしているかを知り、同じガイドラインの中で、同じレベルで研修を受けていくというようなことがやっぱり必要で、それがあってこそその連携が実現できるんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。ほかの方、意見いかがでしょうか。ありましたら、挙手をお願いいたします。どうでしょうか。

かなり、現場の方たちが御苦労されていて、支援者の方が二次受傷というか、トラウマをそこで負ってしまったりとか、または燃え尽きてしまって現場を離れてしまうということはよくお聞きしますし、なかなか職業としての待遇も不安定なところがあって、パーマネントとしてちゃんと勤め上げられるのかというようなところの立ち位置も不安定だなど考えるところがあるんですけども、その辺はいかがですか。民間と公的な立場、両方おありになると思うんですが。民間の方は、決してボランティアだけじゃなくて有償もあるということなんでしょうね。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員 やっぱり民間でこれまで頑張ってきた高年齢になられた先輩たちは、本当にボランティアで支援されてきました。しかし、若い人たちは、それでは食べていけない現実があります。現在、東京都に助成金を出していただいたりとか、内閣府が昨年からは配偶者暴力被害者等支援のパイロット事業を始めて、実際の相談・支援に関わる人たちに何とか食べていけるようなお金を出してくれるというところも出てきました。

実際に、賃金の保証がないと、せつかく被害者支援を仕事としてやっていこうとする若い人たちは続かないとなります。若い人たちは、例えば、大学生が、今私が関わる女性ネットSaya-Sayaの子ども食堂や、学習支援にボランティアに来てくださっています。そういう学生たちが、民間支援団体で自分の一生の仕事にできるかなと言ったら、臨床心理とか学んでいる学生さんたちがいるんですが、やっぱり食べていけないということで、ほかに仕事を見つけることとなります。「暴力の被害者に対しては、行政と民間が連携し、専門的な支援を早期から切れ目なく包括的に提供する必要がある」と第5次男女共同参画基本計画でいうように国や都の計画に民間団体の活動を位置づけ、民間の支援者の生活が保証され人材も育っていくようになってほしいと思っています。

○藤森部会長 ありがとうございます。

一つ、研修のことで私が昨年度末に経験したのは、港区の男女平等参画の事業を受け持っているリーブラさんというところの事業を引き受けたんですけども、研修があったんですね。それが、コロナの影響でZOOMで研修をすることができたんです。そういう意味で、OJTというような非常に細部にわたってケース・バイ・ケースというところの教育の細かいところまでは、なかなかZOOMだとできないかもしれません。し

かし、例えば一つのこういう機能を使って、T e a m s なんかが使ってたくさんの方に発信できるような教材をオンデマンド化することもできます。オンライン教材の豊富とその利用の体験を蓄積することができました。そこは、私たちは有用化できるのではないかなというふうに考えています。実際に私自身が2時間ほどの子どもの性暴力被害に関する研修をZ o o mで実施し、一般の方も参加されていて、とてもいい研修ができたというフィードバックもいただきました。

よろしいでしょうか。御意見が出ましたようですので、次のテーマについて事務局より引き続き御説明をお願いいたします

○菅野課長 では、答申素案作成に向けた論点について御説明を差し上げます。

資料を御覧ください。

本資料は、第1回総会で参考資料としてお示ししたものと同一ものになります。総会では、本資料をお示ししながら、私どもの野間生活文化局長から審議会の御議論に当たり女性活躍を加速させるインセンティブや強制力など何らかの仕組みや制度の必要性、法制度の問題点などの視点も入れていただければとお願いをさせていただいたところがございます。こちらの新たな視点等につきましては、配偶者暴力対策基本計画になじまない部分もあるかと思えますけれども、例えば、下から2行目になりますけれども、インセンティブや強制力の必要性の議論等につきまして、御意見を伺えればと考えております。

事務局からは以上となります。

○藤森部会長 ありがとうございます。これについて、何か御意見がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。難しい部分もあるかと思いますが。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 よろしくお願ひします。インセンティブ、いろんな人に知恵をもらいながら考えていたんですけど、結構いろいろ使えるのではないかという話が出ています。たとえばあまり皆さん御存じないかもしれないですけども、23区の中には、独自に民泊施設やホテルと契約したりして、多様な方々の一時保護を対象者に合わせてできるように、とかなり努力している区があります。既存の公的保護施設利用は私のところではほとんどなく全体の約1割です。あとの9割は全部区の予算や生活保護の制度の施設等を利用して手当てしていたりするわけなんです。けれども、都の統計の数字は公的施設利用数のみで、独自で努力している数が出ていないので、そこも可視化してほしいとい

うことが一つ大きくあります。

インセンティブという観点でいうとそういう独自の努力にも目を向けてちゃんと補助や助成を考えてもらうなどがあれば、もっと他の行政にも広がる流れになると思います。広域支援のために予算化したり、各区が独自で予算化しているのをインセンティブにしていくとなると、ここの区は、女性に対する暴力被害者支援を頑張っている区だね、と見える化しやすくなる。インセンティブになるんじゃないかというようなことを言っています。また、例えば、ふるさと納税制度の使途に、一項目「女性支援を応援する」と入れるみたいなこともあります。教育、文化、環境、福祉などに、女性の支援を入れる。区がこの分野を頑張っている見える形にしてくれるともっとやれる、みたいな話はやっぱり出てきています。そういう意味ではインセンティブは意外と使えるツールだと思います。公的機関は特に区長が選挙で選ばれるので、そういうところですね。

その流れでいうと、自治体ごとの支援の実績を可視化するとか、人口比に応じた支援体制がちゃんとできているかとかも大切です。やっぱり、支援の質や内容がばらばらだといわれる所以は、見えないからということがあり、実績に応じて補助するなり、ということが出てくるときちゃんとやるんだらうなと思います。

なので、民間団体との連携も一つだと思うし、あと民間に対して補助を出すだけじゃなくて、公的機関が民間からのインターン生を受け入れるとか、そういう面倒くさいこともやるという、そういうところにもやっぱりインセンティブは使えるんじゃないかなと思っていたりします。

あと最後に、さっきも言ったんですけど、強制力というのは、警察の機能に特化して使うものとして考えました。これは、本当に被害者が逃げなければいけない負担を軽減する方策を考えないといけない状況にあるからです。我々支援者も大変ですけど、被害者は一生暴力の後遺症とトラウマとともに生きていくのですから。この被害からの回復への道のりのなかの、逃げたことによってなくさざるを得なかった有形無形の資産、コストは、かなり大きな数字になるはずですよ。研究者の方々に計算してもらってぜひコスト計算したいものです。警察に協力してもらって、警告して加害者が出ていく仕組みがありがたい。その間は当然接近禁止ということがきっちりできることを、まず私は最優先でお願いしたいところです。

○藤森部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方いかがでしょうか。

田村委員、お願いいたします。

○田村委員 まず、強制力ということについてです。なかなか法律や条例に基づかない中で強制するというのは、特に暴力のところはすごく難しいと思っていますが、その辺りは弁護士の太田先生とかにいろいろ伺いたいです。保護命令の件数は東京都で令和元年58件ありますが、例えば、その保護命令を受けた場合に、警視庁管内で東京が独自に、この人たちには本当にプログラムを受けさせるみたいなこととか、できないものだろうかと思うこともあります。今、配暴法は、保護法なので加害者に対して本当にできないんですね。内閣府も加害者プログラムを試行していくしか第5次計画でも出せていません。研究のレベルで本当にとどまっているんだけど、何かその辺り警察とともにというところでできないものかなというのは思ったりします。

もう一つは、ほかの省庁が進める施策との連動です。例えば、文科省では今、デートDVやSNSの使い方、プライベートゾーンについて学ぶ、生命（いのち）の安全教育を令和2年から4年度までやりなさいと言っています。啓発のための教科ということになっていますけれども、教育現場の先生から、やりなさいと言われたけれども、じゃあ、どの人にやってもらったらいいんだろうか。学校の先生でデートDVの話ができる人はいない、どうしたらいいのかとの声を聞きます。ですので、ほかの省庁が決めていて、なおかつこの男女平等ということにも関わる施策に関しては、もうちょっと積極的に、関わるができないものではないのでしょうか。例えば、生命の安全教育の講座について、男女センターのほうで講師を派遣しますだったりとか、できるのかなというふうなことも思います。

また、加害者対策というところでは、DVはかなり難しいですけれども、ハラスメントに関しては、私、大学でも相談を受けているので、実際に加害者に対して研修をします。私もその被害者の相談を受けながら加害者の研修もするんですけれども、加害者に対するハラスメントの措置勧告とか、措置だけではなくて、再発防止のためにハラスメントがあった場合には、特にセクハラの場合とかは加害者教育をしっかりしなさいと、学校関係や企業に強く言えないものなのか。そういうことがこういった計画の中で入ったらいいなというふうに思う部分です。

あと、続けて申し訳ないんですけれども、インセンティブというようなところでは、今、民間支援団体で実施している被害者の就業に関して、外国籍の企業が実際に面接の練習をしてくれたり、スーツなどを供与してくれたり支援しています。なので、そういう被害者の就業などに協力してくれる企業を公表したりポイントをつけるなどはどうで

しょうか。東京都では、女性活躍推進大賞をつくっていますけれども、女性活躍推進の中にジェンダー不平等から起こる暴力に対してちゃんと対策を取っていますよみたいなこともチェック項目にして、入れていくみたいなこともあるのかなと思います。

あと、企業は、今、藤森先生もおっしゃいましたけど、SDGsに関しては物すごく敏感ですよ。それで、どこまで進んでいるのかということの評価されたがっているところも非常にあります。なので、ジェンダー平等の実現というところの中に、やはり男女間の暴力って個人的なことではなくて、本当に社会全体のジェンダー不平等の中で起こっている問題として、暴力の項目も入れるなど。このSDGsの第5番目のところをどれだけ企業として、取り組んでいるかみたいなことをちゃんとポイント化して見える化することを、本当にアイデアというか考えですけども、ちょっと思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。太田先生、今、法律のことが田村委員から出てきたんですけど、いかがでしょうか。

○太田委員 そもそも、このインセンティブと強制力のところについては、どちらかというともう一個の部会のほうの話かなとてっきり思っていました。今、佐々木委員や田村委員のお話を伺ってなるほどと思いました。

警察等の連携のところで、加害者に何らかのプログラムにつなげるというのを仕組みとしてつukれないかみたいな話は、私も関係法令を全部洗っているわけじゃないんですけど、一般的にはやっぱりハードルが相当高そうに思います。法律を変えないとならず、条例とかをいじって何とかやるという範囲の話じゃなさそうな感じですよ。心神喪失者医療観察法とか、精神保健福祉法とかに類するような話で、強制的に治療などをやるのを都のレベルで独自に、というのはちょっと難しいのかなと。もちろん任意でつなげていくとかそういうのは当然できるし、そういうのを積み上げていって実績みたいなものをつくって立法につなげていくとか、そういう戦略は当然立てられると思います。ですけど、都だけで何か強制力を伴った対応というのは、多分難しいんじゃないかなというふうに思いました。そこは、最後、都の中で判断していただく話かなと思うんですけど。

もう一つなるほどなと思った話の流れでいくと、警察絡みで本委員会のときに私もちよこっと申し上げたとおり、私、弁護士会の中では、民事介入暴力対策をずっと1年目からやっています。要は、暴力団対策です。当然、警察と連携しながら暴力団被害の撲滅とか、暴力団などの根絶を目指していろいろな活動をしています。例えば暴力団の被

害を減らすためには、暴力団員そのものを減らさなきゃいけないということで、暴力団対策の論点の一つに離脱問題というのがあるんですよね。要はどうやって暴力団をやめてもらって正業についてもらい、暴力団被害をなくしていくかっていう論点があるんです。今から10年、20年ぐらい前だと、警察はもちろん、弁護士会の中でも「元暴力団の人に手を貸すなんて」「もうそんなのあり得ない」といった空気だったと個人的に思います。ですけど、それも本当にこの10年の間に大分変わったと思います。警察も暴力追放センターも、「離脱支援もきちんとするんだ」って、腹をくくり、実際にいろいろな離脱対策に力を入れるようになったんですよね。あと、警察との連携に関しては、現状を良く把握されている現場の方々だけでなく、上役の方々にも我々の提言などをご理解いただくことが必要だと思います。

以上です。

- 藤森部会長 ありがとうございます。うちの学科にも精神科医の先生がいて、トラウマ系の研究をしている研究者がたくさんいるので、加害者の更生について何か支援がないかということをやったりすると、その方は、精神鑑定をすごくやっていらっしゃるドクターなんですけど、加害者がもし受けろと言われてたら、多分、その場しのぎで受けて、結局相手を引き戻すために受けるというようなツールとして使っちゃうんじゃないかと言って、はいはい言われたプログラムを受けましたよ。帰っていらっしゃいよみたいな感じになるので、やっぱり動機づけのところはすごく難しいことと、やっぱり継続性ですね。これは、多分他の依存症とかのものと似ているんだと思うんですけど、多分プログラムを受け続けないとなかなか暴力のコントロールは難しいんだろうなというのを思っていたりもします。

田村委員がおっしゃられた職場のハラスメントという、訓戒戒告の研修を受けなさいというのと、やっぱり家族内でも加害者の矯正プログラムは、質的にもしかしたら違ってくるのかなというのは、臨床の感覚としては持っています。

宮地委員、何か先ほどSDGsのことなんかも、大学側の視点で言うところは何かございますでしょうか。

- 宮地委員 ちょっともとなんですけど、この審議会における論点（案）というものの位置づけがいまいち私には分からなくて、第1回の総会における主な意見が特に反映されている感じでもなく、もともと第1回の前につくられていたわけですよね。ここにある、これがどういう位置づけとかというのが分かりにくいのと、私たちのこの部会は、要す

るに、この丸四つのうちの最後の配偶者暴力、あらゆる暴力への対策に単にまとめられるだけなのかというところがちょっとピンと来ないので、御説明いただけたらと思いますが。

○藤森部会長 ありがとうございます。では、今の宮地委員の御指摘について、事務局のほうからお願いいたします。

○菅野課長 事務局でございます。こちらの、今画面のほうに出ております審議会の論点案でございますけれども、まず、論点としてお示しはさせていただいておりますけれども、あくまで私ども東京都の、事務局からのお願いという位置づけになります。御審議については、審議会のほうで自律的に御審議していただくというところが基本にあるかと思いますが、こちらをあえて今回お示しさせていただいたのは、特に女性活躍のところになるかもしれないですけれども、今までずっと取組を進めてきている、いろいろな方の御協力をいただきながら対策を進めてきているところですが、ジェンダーギャップ指数では120位というところで、世界から見るとやはり日本は遅れているというようなところの問題意識から、さらにこれを1歩でも2歩でも取組を加速していきたい、解決していきたいと考えております。特に資料下段の国への提案ですとか、本日もいろいろ御示唆いただいておりますインセンティブや強制力の必要性の議論等、やはりこの辺のところまで議論していかないと、さらに力強く取組を進めていくというのは、ちょっと難しいのかなという、そういった問題意識から、この論点案をお示しさせていただいたところでございます。

解答になっているかどうか分からないんですが、以上となります。

○藤森部会長 どうぞ、宮地委員から。

○宮地委員 女性活躍を加速させる仕組み・装置って書いていますけど、ここには暴力を減らすため、絶滅するための仕組み・装置ということも含まれるというふうに考えたらいいんですかね。

○菅野課長 配偶者暴力に置き換えて考えていただければと思います。表現が足りないところは恐縮でございますが、配偶者暴力も含まれると理解をしていただければと思います。

○宮地委員 分かりました。その点ですと、強制力の必要性って、暴力の場合は、刑法などで既にもう違法であるというのは分かっているにもかかわらず、放置されていることが多いわけで、そういう意味では、法をちゃんと法律の方々や、警察の方々がきちんと

それを暴力だとみなして、犯罪に当たるんだということをみなして、ちゃんと対応していただくということがまず基本なんだろうと思うんです。わざわざ強制力とか新たなことを言うよりも、もともと犯罪なことがたくさんある。それをきちんと対応してほしいなというのが思いました。

先ほどの若年女性のことについて、皆さん議論されていて、私も本当に若年女性が置かれている状況というのは大変だと思うんですけど、それってたくさんの犯罪がそこに入っているわけですね。ちゃんとその加害者の人たちが、処罰されるなり、少なくともこういうことをしていても放っておかれるんだと思わない、加害者がやっちゃいけないだと、これは犯罪なんだし、自分が捕まる可能性や罰金を取られる可能性があるということをちゃんと分かるということが、まず基本かなというふうに思っています。そういう意味では、警察や法律関係の人たちに理解をその辺を深めていただいて、対策をしていただきたいと思います。

あとは、皆さんが言われたような形の、公表することによってインセンティブが生まれるかもしれないというのは確かにそうだなと思っているし、今、処罰の話ばかりしちゃいましたけれども、逆にちゃんと対応したらこういうプラスがあるんだということは確かに大事なので、ちゃんと東京都では、こういうことが対応していますというのがプラスの形でどこかに評価が出るといういいなというのは、今お聞きして思いました。

あとは、海外からの評価というかそういうのも見えるといいですよ。ジェンダーギャップ指数とか、みんな私たちみたいに関心がある人たちは、すごくそれについて憂いているけど、何かそれ自体を聞かないふりをしているみたいな人たちが多くて、海外でどれだけそれが大事な指標なのかということ自体を無視しているとか、気にしていないとかそもそも知らないとかそういう人たちもいると思って、そこが何かの形で表に出やすくなるといういいなと思いました。

以上です。

○藤森部会長 ありがとうございます。罰だけではなくて、褒めるというか、そのように取り組んでいる企業や学校を公表するというので、より企業がそういう方向に、大学がそういう方向にとか、学校がそういった方向にというのは、非常に今、第三者評価などいろんな組織が気にしていたりするところがありますので、敏感に反応する仕組みに入れ込むことはできるんじゃないかなというのは、宮地先生の御意見からも参考にさせていただきました。ありがとうございます。

ほかに、追加で何か御意見ありましたら、委員の先生方お願いいたします。

(なし)

○藤森部会長 では、次に進みたいと思います。今、4時40分近くになるんですが、事務局これで最後のまとめのほうに行ってもよろしいでしょうか。

○赤羽部長 お願いいたします。

○藤森部会長 ありがとうございます。多くの現場のお声や、法律的な視点や、取組の話が聞けたと思います。貴重な御意見本当にありがとうございます。時間の都合がございますので、本日の部会はそろそろまとめに入りたいと思います。

本日の皆様の御意見を踏まえ、事務局で中間のまとめに向けた骨子を作成していただき、次回の部会で事務局からの説明の上、検討していきたいと思います。

会議次第の4、その他でございます。今後のスケジュールについて、事務局から説明してください。

○赤羽部長

本日は、いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。いただいた意見の中で、直接この男女平等参画計画の中に入る部分と、ほかの施策としてやって、例えば高齢者虐待ですとか、いろいろ幅広い御意見をいただいたと思いますので、そちらのほうとの連携も考えながら計画の中に盛り込んでいくような工夫をしたいと思っております。ありがとうございます。

スケジュールでございますが、第2回部会は6月下旬、第3回部会は7月下旬を予定しております。その2回の部会で中間のまとめ案について御検討いただきまして、9月の第2回総会において答申の部会案として部会から総会に御報告をいただく予定にしております。日程につきましては、早々に調整させていただきますので、委員の皆様も大変お忙しいとは存じますが、どうぞ可能な限り御出席くださいますようお願いいたします。

また、こちらの検討の途中でもまた先生方に御意見等を伺わせていただく機会もあるかと思っておりますので、その際は、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤森部会長 今、事務局等について何か御質問とか御意見等ありますでしょうか。委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○藤森部会長 それでは、これもちまして、東京都男女平等参画審議会第1回配偶者暴力対策部会を閉会させていただきます。

長時間にわたり御協力ありがとうございました。

(午後4時41分 閉会)